

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 当座口振込通知書（支払基金）

見本									
月分	点数	医療機関コード	健診等機関コード	当座口振込通知書		被振込銀行			
4	3					店			
診療報酬						口座番号			
支払区分	件数	算定額	再審査等調整額	端数額	医療本人	63296	① 支払確定額合計		
01	62	1107680			※	443072	1,152,480		
12	2	44800	←生活保護分			92570			
42	2	2181				664608	② 源泉徴収税額		
82	1	1852					95,248		
86	2	1235							
特定健診・特定保健指導費						差引振込額 (①-②+③)			
						1,057,232			
当初請求						③ 支払確定額合計			

(備考) 1 医療本人・家族・老人保健及び食事・生活療養費は、算定額(点数)から再審査等調整額(点数)及び相殺額(点数)を調整したものです。
なお、食事・生活療養費の上段は医療保険及び老人保健に係る食事・生活療養費、下段は標準負担額を控除した食事・生活療養費です。
2 特定健診・特定保健指導費は、源泉徴収対象外です。
3 支払区分42は、70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の金額を表示しています。
4 支払区分49(臨時老人医療費特別給付金)は、源泉徴収対象外です。 ※(差引振込額)の金額は、電子証明書発行・更新料を控除した金額を表示しています。)

注)上記※「医療本人」・「医療家族」等欄の内訳の点数・金額には、生活保護分は含まれていない。

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（支払基金）

医療機関コード	平成20年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書		
支払いを受ける者	住所(居所)又は所在地		
氏名又は名称			
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
歯科		19641484	1724148
(摘要)内本人分	602,734点	5,424,606円	
内家族分	752,831点	5,269,817円	
内老人保健分	① 228,404点	2,236,765円	
内入院時食事療養費			円 整理番号()
支払者	住所(居所)又は所在地	大阪市北区鶴野町2番12号	
氏名又は名称	大阪府社会保険診療報酬支払基金 (電話) 06-6375-2321		

表5 平成20年分青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

				診療科目	歯科	住所	氏名	〇〇〇〇	整理番号	
1. 収入金額の内訳										
社会保険診療報酬	① 社会保険診療報酬を受ける	一般社会保険	件	日	1,355,565	点				
		高齢者医療確保法	老人保健法分の点数を記入	①	228,404	点				
		生活保護法		②	17,325	点				
		精神保健福祉法	月別の公費単独医療分の点数を合計して記入。公費の併用分は一般社会保険と老人保健の点数に含まれる							
		小計			1,601,294	点				
		② 国民健康保険診療報酬	一般	府内分点数+府外分点数-過誤点数		1,419,354	点			
	後期高齢者医療			685,214	点					
	一般国保分と後期高齢者分を合算する。									
	小計			③ 2,104,568	点					
	③ 介護報酬									
④ 計 (①+②+③)			④ 3,705,862	点						
自由診療の収入等	一般の自由診療	件	日	⑤ 8,549,260 円						
	労働者災害補償保険診療									
	公害健康被害補償診療									
	自動車損害賠償責任保険診療									
	計			⑥ 8,549,260	円					
(雑収入は下の欄に書きます。)										
雑収入							⑦ 円			

2. 自由診療割合の計算

この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入にかかる所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれにかかる経費であるか明らかではない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。

自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。

(1) 診療実日数による割合

自由診療実日数(⑧) (日) × 100 = ⑥ %
総診療実日数(④+⑤) (日)

(2) 収入による割合

自由診療収入(⑥) 8,549,260 (円) × 100 × ⑦ 75 % = ⑦ 14.06 %
総診療収入(④+⑤+⑥) ④+⑤+⑥ 45,607,880 (円)

調整率 歯科：75%

小数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入

歯科用貴金属片の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料を記入